

土地所有者の皆さんへのお願い①

○土地への立入り等について

調査期間中、事前調査、現地調査、測量等のため土地への立入りが必要となりますので、次の事項についてご了承ください。

- ◎地籍調査のため市職員、市から委託された業者、地籍調査推進委員（土地立入証を携帯）が土地に立ち入ること。
- ◎測量の基準となる標石や杭等を設置すること。



測量基準点

土地所有者の皆さんへのお願い②

○一筆地調査への立会いについて

一筆地調査の際は、現地での立会いをお願いします。

立会いには、所有者本人、相続人、共有者又は本人等から委任を受けた代理人が参加してください。

なお、調査日や時間は、事前に文書・電話等で調整させていただきます。

また、当日は調査票に署名いただきます。

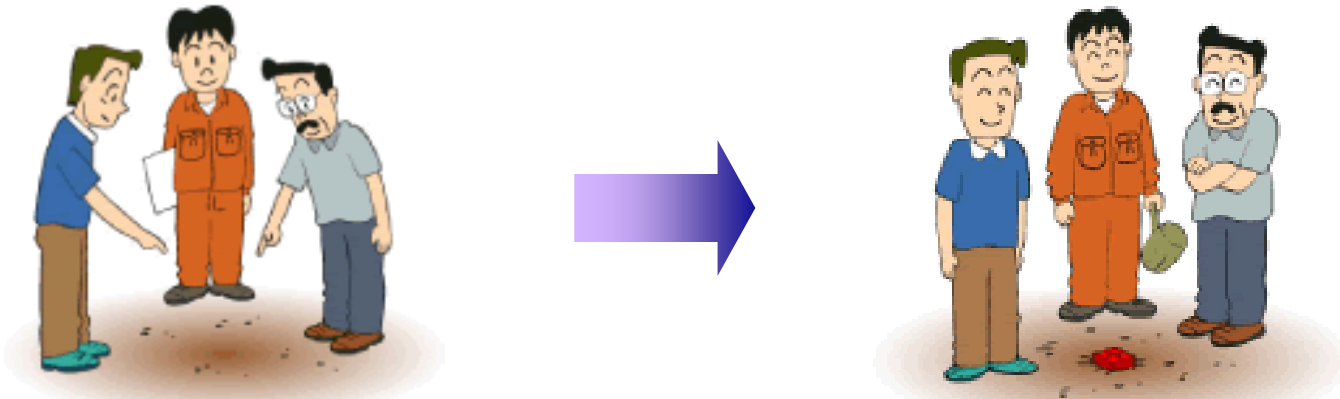
なお、署名にゴム印を使用の場合は、印鑑(スタンプ印不可)をご持参ください。

土地所有者の皆さんへのお願い③

○境界杭等の設置について

一筆地調査の際は、隣接する土地所有者との合意の上で、境界杭等を設置します。（設置後は隣接する土地所有者共有物扱いとなり、損壊等があっても、市が再度設置することはいたしません。）

この場合、市職員や測量業者等、第三者が境界を決めることはできません。あくまで、公図などの客観的な資料に基づいて、隣接する土地所有者双方が確認したところが境界となりますのでご注意ください。



土地所有者の皆さんへのお願い④

○閲覧について

地籍図や地籍簿の案は、必ず閲覧し、確認してください。
閲覧期間や閲覧場所は、文書でご案内します。

土地所有者の皆さんへのお願い⑤

○現地立会い・閲覧の委任について

現地立会いや閲覧には、代理人が参加できますが、

◎必ず、委任状が必要です。

◎相続人や共有者の中から代表者が参加する場合は、
相続人や共有者全員から代表者への委任状が
必要です。

委任状は、調査日（閲覧の場合は、閲覧日）にご持
参ください。